
公物等管理者の確認・同意について

令和 7 年 1 月



公物等管理者の確認・同意について

認定にあたって、公物等管理区域と重複する場合は、管理者の確認・同意が必要になります。

- 地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針(R6.12.18公布)において以下のように規定している他、審査の観点として、「公物等の管理区域との重複がある場合には、当該公物等の管理者の確認や同意を得ていること」としています。

地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針(R6.12.18公布)

「地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動が公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること。」

- 申請者に対し確認又は同意をする際には、同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。
- 想定される公物等の区域は、以下のとおりです。

治山事業施行地	砂防関係区域
海岸関係区域	地すべり防止区域
漁港区域	急傾斜地崩壊危険区域
漁業権区域	港湾関係区域
保護水面	都市公園区域
河川区域	道路区域

対象となる公物等の管理区域

治山事業施行地（森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地）

確認・同意を行なう担当部署

都道府県治山事業担当部局

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、活動実施予定区域に治山事業（地域生物多様性増進活動の継続に支障が生じるおそれがあるもの）の施行地（予定を含む）が含まれているかご確認ください。
- 含まれている場合、以下の留意点を踏まえ、申請者の活動の実施に同意いただける場合は、様式3「地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書」を参考に、同意書を作成してください。

確認・同意を行なう際の留意点

- 活動実施区域が広域であることなどにより申請者自身が治山事業施行地の確認が困難な場合は、都道府県の治山事業担当部局に確認することとなっています。
- 治山施設の維持管理・更新等の治山事業施行地の適正な機能の確保と照らし合わせて支障ないか確認し、支障があるようであれば、申請者と活動計画の内容や区域の変更等の調整をお願いいたします。

対象となる公物等の管理区域

海岸関係区域(海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域)

確認・同意を行なう担当部署

海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)

確認・同意の方法

- ①申請者からの照会を踏まえ、海岸関係区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- ②重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料2-1で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

自然共生サイトの申請内容が海岸事業等※の実施に支障ないかを考慮して事業者の判断をもって同意の可否を判断してください。

※海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)の許認可に基づく行為を含む

自然共生サイトの申請内容が海岸法第6条第1項に基づき主務大臣が工事を施行している区域内である場合は、海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)より当該事業を実施している国の機関と調整をしてください。

対象となる公物等の管理区域

漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港）

確認・同意を行なう担当部署

都道府県又は市町村の漁港担当課

確認・同意の方法

- ①申請者からの照会を踏まえ、計画実施予定区域と漁港区域との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- ②重複する場合、漁港管理者は、次の1～3に支障を与えるものでないことを確認した上で、申請者の活動の実施に同意する場合は、資料3－2で示す同意書（様式3）を作成してください。
 1. 漁港の維持管理
 2. 漁港施設等活用事業
 3. 現在実施中または実施が見込まれる漁港漁場整備事業

確認・同意を行なう際の留意点

【生物多様性増進活動の計画実施予定区域が漁港区域と重複する場合】

◆漁港管理者が確認、同意する際は、以下に留意していただくようお願いします。

1. 漁港の維持管理

- ・当該計画実施予定区域の漁港利用者と調整が図られていることを確認すること。
- ・漁港区域内における農林水産省所管の公共空地（国有海浜地等）が所在する場合にあっては、漁港管理者が同意すること。

2. 漁港施設等活用事業

- ・漁港水面施設運営権が設定されている場合にあっては、漁港管理者が漁港水面施設運営権者に同意を得ること。

3. 現在実施中または実施が見込まれる漁港漁場整備事業

- ・漁港管理者は、関係都道府県及び関係市町村に申請内容について同意を得ること。
- ・特定第三種漁港や北海道における第三種及び第四種漁港等、国の直轄事業を実施している漁港の場合には、漁港管理者が国に申請内容について同意を得ること。

◆また、別途同意を要する者（土地の所有者等）の同意を得るよう指導すること。

対象となる公物等の管理区域

漁業権区域（漁業法第60条第1項に規定する漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の区域）

確認を行なう担当部署

都道府県漁業権担当課

確認の方法

- ①申請者からの照会を踏まえ、計画実施予定区域と漁業権の区域との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- ②重複する場合は、申請者に対し、資料3-3で示す同意書（様式3）により漁業権者から同意をとるようにお伝えください。
- ③その後、以下の留意点を踏まえ、資料3-4で示す書面等により記録が残るように確認をお願いします。

確認を行なう際の留意点

以下2点についてご確認いただくようお願いします。

- ・漁業権者の同意書が申請書に添付されていること。
- ・その他、活動内容が漁業関係法令に違反するものでないこと。

対象となる公物等の管理区域

保護水面（水産資源保護法第17条に規定する保護水面）

確認・同意を行なう担当部署

都道府県水産主務課

確認・同意の方法

- ①申請者からの照会を踏まえ、計画実施予定区域と保護水面との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- ②重複する場合、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3－5で示す同意書（様式3）を作成して下さい。

確認・同意を行なう際の留意点

保護水面の管理計画や、保護水面における採捕規制と照らし合わせて問題ないかを確認した上で同意いただくようお願いします。

対象となる公物等の管理区域

河川区域(河川法第6条第1項に規定する河川区域)

確認・同意を行なう担当部署

国管理区間:国土交通省の各河川事務所
都道府県管理区間:各都道府県の河川部局

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、河川区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3-6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

申請された活動区域内に河川事業等※(自然共生サイトとしての継続的な活動に支障が生じうる事業)が位置づけられている場合は、事業実施予定の範囲を申請区域から除外いただくよう申請者との調整をお願いします。

※河川管理者の許認可に基づく行為を含む

対象となる公物等の管理区域

砂防指定地（砂防法第2条に規定する砂防指定地）

確認・同意を行なう担当部署

都道府県または地方整備局等の砂防主管課

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、砂防指定地（計画を含む）との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3－6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

自然共生サイトの申請内容が事業（新設、改築、修繕、維持管理、除石等）の実施に支障ないかを考慮して事業者の判断をもって同意の可否を判断してください。

対象となる公物等の管理区域

地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域)

確認・同意を行なう担当部署

都道府県または地方整備局等の砂防主管課

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、地すべり防止区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3-6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

自然共生サイトの申請内容が事業(新設、改築、修繕、維持管理、除石等)の実施に支障ないかを考慮して事業者の判断をもって同意の可否を判断してください。

対象となる公物等の管理区域

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域）

確認・同意を行なう担当部署

都道府県の砂防主管課

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域（計画を含む）との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3－6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

自然共生サイトの申請内容が事業（新設、改築、修繕、維持管理、除石等）の実施に支障ないかを考慮して事業者の判断をもって同意の可否を判断してください。

対象となる公物等の管理区域

海岸関係区域(海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域)

確認・同意を行なう担当部署

海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)

確認・同意の方法

- ①申請者からの照会を踏まえ、海岸関係区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- ②重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3-1で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

自然共生サイトの申請内容が海岸事業等※の実施に支障ないかを考慮して事業者の判断をもって同意の可否を判断してください。

※海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)の許認可に基づく行為を含む

自然共生サイトの申請内容が海岸法第6条第1項に基づき主務大臣が工事を施行している区域内である場合は、海岸管理者(都道府県、港湾管理者、漁港管理者)より当該事業を実施している国の機関と調整をしてください。

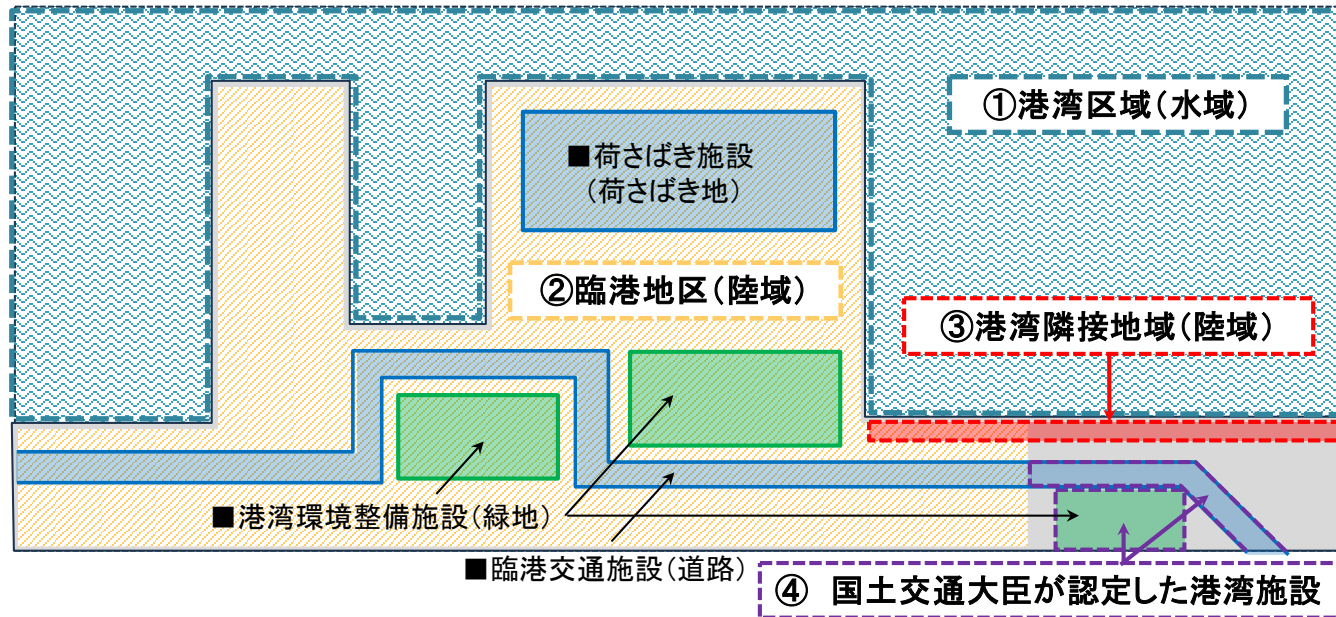
対象となる公物等の管理区域

港湾関係区域

- ① 港湾区域(港湾法第2条第3項)
- ② 臨港地区(港湾法第2条第4項)
- ③ 港湾隣接地域(港湾法第37条第1項)
- ④ 国土交通大臣の認定した港湾施設及び当該敷地(港湾法第2条第6項)

※ 港湾関係区域であれば私有地も含む

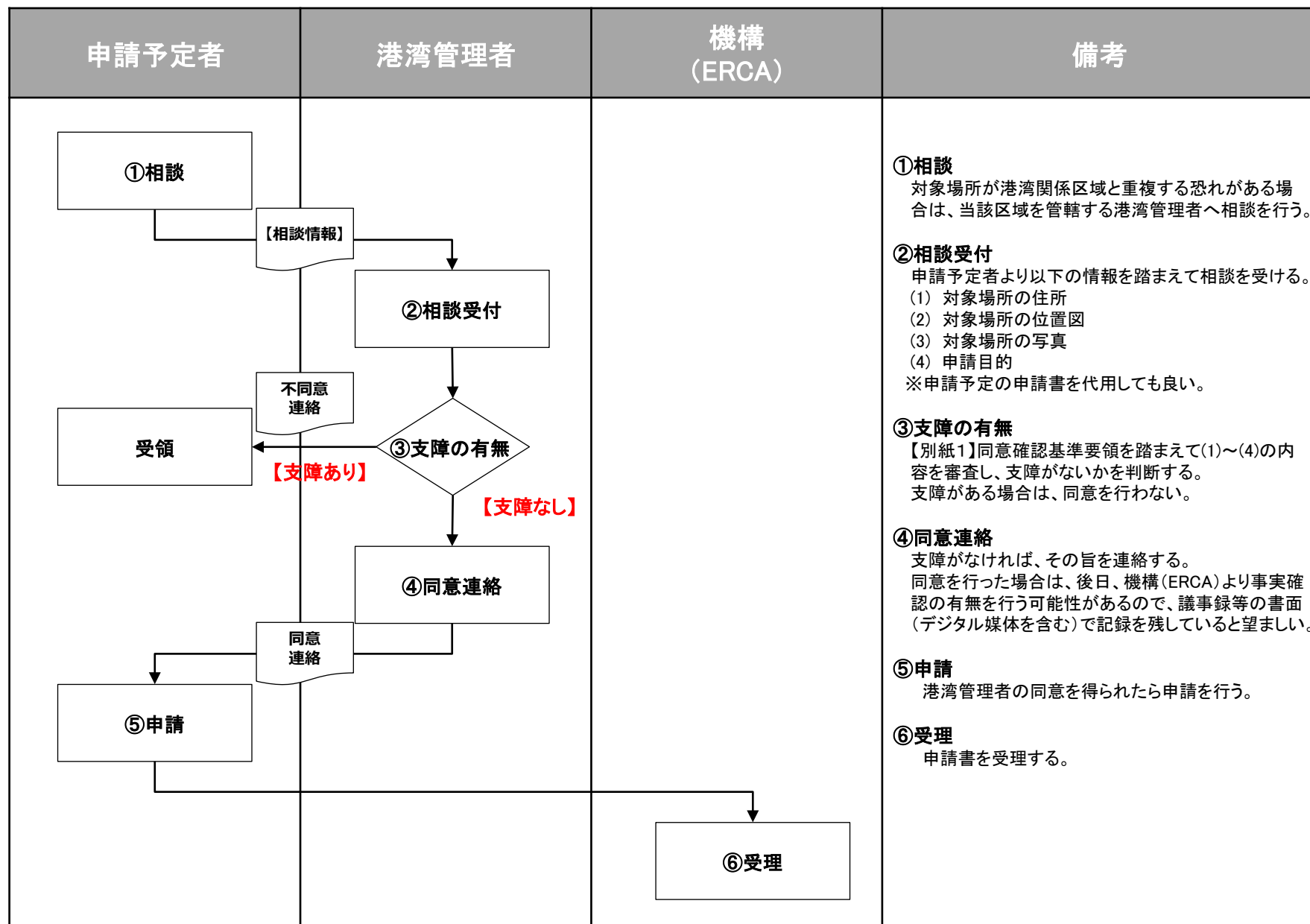
私有地において個人的な活動を制限をすることはできないが、地域生物多様性増進法において、公的な認定を受ける以上、管理区域との調和との観点から港湾関係区域に存する私有地も対象とする



確認・同意を行なう担当部署

港湾管理者(港務局、都道府県又は市町村の港湾担当課、一部事務組合)

確認・同意の流れ(参考)



【地域生物多様性増進法（以下、増進法という。）の申請同意への対応にあたっての考え方】

1. 港湾関係区域に係る申請か

港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設と重複しない増進法の申請については、港湾管理者としての確認は不要とする。

2. 申請場所が特定の港湾施設と重複するか

「【別紙2】特定の港湾施設」に示す港湾施設については、増進法の申請が認定された場合に物流活動等に支障を来す恐れや、増進法の申請箇所との重複が適切ではない施設であることから、当該施設と重複する申請があった場合は同意はしない方向で検討する。

3. 将来的な開発予定箇所や特定の港湾施設と隣接しているか

将来的な開発予定箇所や特定の港湾施設の近傍に位置する等、将来的に港湾の開発及び利用に影響が生じる恐れのある（※ 以下を留意点とする）箇所において申請があった場合は、同意はしない方向で検討する。なお、港湾管理者において判断に迷う場合（国直轄事業と隣接する等の国の利害に重大な関係を有する箇所との重複する申請含む。）においては、国が港湾管理者に対して必要に応じて助言を行う。

※ 港湾計画等を踏まえて検討をする。

※ 例えば、野鳥等の生物等を増進することで騒音、糞害などで港湾事業に影響がないかも検討する。

移動式施設、港湾役務提供用移動施設及び港湾管理用移動施設を除く港湾施設のうち、地域生物多様性増進法（以下、増進法という。）の申請を認定することで物流活動等に支障を来す施設、その他、増進法に基づく認定が適切ではない施設を特定の港湾施設として設定。

港湾施設	特定の港湾施設
水域施設	水域施設の全て
外郭施設	外郭施設のうち、水門及び閘門
係留施設	係留施設の全て
臨港交通施設	臨港交通施設の全て
航行補助施設	航行補助施設の全て
荷さばき施設	荷さばき施設の全て
旅客施設	旅客施設の全て
保管施設	保管施設の全て
船舶役務用施設	船舶役務用施設の全て
港湾情報提供施設	港湾情報提供施設の全て
港湾公害防止施設	港湾公害防止施設のうち、汚濁水の浄化のための導水施設
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設のうち、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設及び廃油処理施設
港湾環境整備施設	港湾環境整備施設のうち、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
港湾厚生施設	港湾厚生施設の全て
港湾管理施設	港湾管理施設の全て
港湾施設用地	港湾施設用地のうち、上記に該当する施設の用地

対象となる公物等の管理区域

都市公園区域(都市公園法第2条の2に基づき設置された都市公園の区域)

確認・同意を行なう担当部署

当該都市公園の公園管理者(都市公園担当部署)

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、都市公園区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3-6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

- 都市公園条例における行為の制限などに照らし、増進活動の内容が問題ないかや、必要な手続きがなされる見込みであるかを確認してください。
- 将来的に、公園の維持管理工事や再整備によって、増進活動の内容が実施できなくなる可能性が無いかについてご留意ください。

対象となる公物等の管理区域

道路区域(道路法第18条第1項に規定する道路区域)

確認・同意を行なう担当部署

都道府県や市町村などの道路担当部署

確認・同意の方法

- 申請者からの照会を踏まえ、道路区域(計画を含む)との重複の有無をご確認の上、重複の有無を申請者へお伝え下さい。
- 重複し、申請者の活動の実施に同意する場合には、資料3-6で示す同意書、書面、メール、会議の議事録等の協議記録を残すようにしてください。

確認・同意を行なう際の留意点

道路事業等が予定されている箇所、活動計画の内容から道路維持管理や道路利用者の支障となる箇所及び活動中に滑り落ちる恐れのある法面などの危険な箇所などにおいては、活動計画から除外するよう申請者と調整をお願いします。

また、同意する場合において、活動計画の内容から、道路占用許可が必要であると判断した場合には、適切に道路占用許可の手続きを行うようお願いします。

記載例（海岸保全区域または一般公共海岸区域）

様式 3 同意書サンプル

地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（海岸管理者（〇〇県知事等））は、下記の海岸保全区域（又は一般公共海岸区域）に関し、B（申請者）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（連携）増進活動実施計画の認定を申請し、当該計画に基づき活動することに同意します。

記

<地域生物多様性増進活動について>

計画の名称	
活動の実施区域	〇〇県××市##番地 〇〇県××市##番地地先 など
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、実施体制、計画期間等のとおり

<管理する海岸保全区域（又は一般公共海岸区域）について>

所有又は管理する土地（水域）の所在	〇〇県××市##番地 〇〇県××市##番地地先 など
（公物等の管理区域の場合） 補足：Aが土地所有者であり公物の管理者である場合には、適宜、欄を合体するなどして必要事項を記載してください。	名称・種別：海岸保全区域（又は一般公共海岸区域） 管理者：〇〇県知事 担当：〇〇県〇〇課 連絡先：電話番号

※番地以外でも、「〇〇地先」、「〇〇漁業権の区域（免許番号）」、「〇〇漁港区域」など、Aの所有又は管理する土地（水域）の所在が分かる方法で記載してください。また、「〇〇町有林」や「〇〇社有林」などの名称があれば、それも併せて記載ください。

記載例（海岸保全区域または一般公共海岸区域）

（留意事項）

- ・ B は、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前に A に確認を行うこと。
 - ・ B は、A の管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合には、活動実施計画の変更等の手続を取ることとする。
 - ・ B は、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、A に報告すること。
- 以上

留意事項（使用時には削除ください）

本同意書（サンプル）はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間で相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。

記載例（漁港区域）

様式 3 同意書サンプル

地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（**漁港管理者（〇〇県）**）は、下記の**管理する漁港**に関し、B（**申請者**）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（**連携**）増進活動実施計画の認定を申請し、当該計画に基づき活動することに同意します。

記

<地域生物多様性増進活動について>

計画の名称	〇〇計画
活動の実施区域	〇〇県××市##番地 〇〇県××市##番地地先
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、 区域平面図 、実施体制、計画期間等のとおり

<管理する**漁港**について>

漁港の概要等	名称・種別 : △△漁港（第2種） 漁港の所在 : 〇〇県××市 漁港管理者 : 〇〇県 担当 : 〇〇県漁港漁場課 連絡先 : 電話番号
---------------	--

（留意事項）

- ・ Bは、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前にAに確認を行うこと。
- ・ Bは、Aの管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合には、活動実施計画の変更等の手続を取ることとする。
- ・ Bは、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、Aに報告すること。

以上

記載例（漁港区域）

留意事項 （使用時には削除ください）

本同意書（サンプル）はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間に相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。

記載例（漁業権区域）

様式 3 同意書サンプル

地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（土地の所有者等（漁業権者））は、下記の水域に関し、B（申請者）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（連携）増進活動実施計画の認定を申請し、当該計画に基づき活動することに同意します。

記

＜地域生物多様性増進活動について＞

計画の名称	〇〇計画
活動の実施区域	〇〇県××市##番地地先
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、実施体制、計画期間等のとおり

＜所有又は管理する土地（水域）について＞

所有又は管理する土地（水域）の所在	（例）共同漁業権の区域（免許番号）と活動の実施区域が重複する水域
（土地の所有者等の場合）	住所：〇〇県××市##番地 連絡先：電話番号

※番地以外でも、「〇〇地先」、「〇〇漁業権の区域（免許番号）」、「〇〇漁港区域」など、Aの所有又は管理する土地（水域）の所在が分かる方法で記載してください。また、「〇〇町有林」や「〇〇社有林」などの名称があれば、それも併せて記載ください。

（留意事項）

- ・ Bは、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前にAに確認を行うこと。
- ・ Bは、Aの管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合には、活動実施計画の変更等の手続を取ることとする。
- ・ Bは、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、Aに報告すること。

記載例（漁業権区域）

以上

留意事項 （使用時には削除ください）

本同意書（サンプル）はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間に相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。

記載例（漁業権区域）

様式 3 確認書サンプル（公物等管理者）

地域生物多様性増進活動の実施に関する確認書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（〇〇県）は、下記の水域に関し、B（申請者）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（連携）増進活動実施計画の認定に際し、活動内容が漁業権者の同意が得られていること等を確認しました。

記

<地域生物多様性増進活動について>

計画の名称	〇〇計画
活動の実施区域	〇〇県××市##番地地先
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、実施体制、計画期間等のとおり

<管理する水域について>

所有又は管理する土地（水域）の所在	（例）〇〇漁業権の区域（免許番号）と活動の実施区域が重複する水域
公物等の管理区域の場合）	名称・種別：〇〇漁業権の区域（免許番号） 管理者：〇〇県 担当：〇〇県〇〇課 連絡先：電話番号

※番地以外でも、「〇〇地先」、「〇〇漁業権の区域（免許番号）」、「〇〇漁港区域」など、Aの所有又は管理する土地（水域）の所在が分かる方法で記載してください。また、「〇〇町有林」や「〇〇社有林」などの名称があれば、それも併せて記載ください。

（留意事項）

- ・ Bは、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前にAに確認を行うこと。
- ・ Bは、Aの管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合

記載例（漁業権区域）

には、活動実施計画の変更等の手続を取ることとする。

- ・ B は、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、A に報告すること。

以上

留意事項 （使用時には削除ください）

本同意書（サンプル）はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間で相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。

記載例（保護水面）

様式 3 同意書サンプル

地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（〇〇県）は、下記の水域に関し、B（申請者）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（連携）増進活動実施計画の認定を申請し、当該計画に基づき活動することに同意します。

記

＜地域生物多様性増進活動について＞

計画の名称	〇〇計画
活動の実施区域	〇〇県××市##番地 〇〇県××市##番地地先
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、実施体制、計画期間等のとおり

＜所有又は管理する土地（水域）について＞

所有又は管理する土地（水域）の所在	県市番地※
（公物等の管理区域の場合） 補足：Aが土地所有者であり公物の管理者である場合には、適宜、欄を合体するなどして必要事項を記載してください。	名称・種別：保護水面 管理者：〇〇知事 担当：〇〇県〇〇課 連絡先：電話番号

※番地以外でも、「〇〇地先」、「〇〇漁業権の区域（免許番号）」、「〇〇漁港区域」など、Aの所有又は管理する土地（水域）の所在が分かる方法で記載してください。また、「〇〇町有林」や「〇〇社有林」などの名称があれば、それも併せて記載ください。

記載例（保護水面）

（留意事項）

- ・ Bは、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前に Aに確認を行うこと。
- ・ Bは、Aの管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合には、活動実施計画の変更等の手続を取ることとする。
- ・ Bは、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、Aに報告すること。

以上

留意事項 （使用時には削除ください）

本同意書（サンプル）はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間に相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。

記載例 河川区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、港湾関係区域（港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域、国土交通大臣の認定した港湾施設及び当該敷地）、都市公園区域、道路区域の場合

様式 3 同意書サンプル

地域生物多様性増進活動の実施に関する同意書（サンプル）

令和〇年〇月〇日

A（〇〇管理者（〇〇県等））は、下記の所有又は管理する土地（水域）に関し、B（申請者）が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条（又は第11条）に基づく主務大臣の（連携）増進活動実施計画の認定を申請し、当該計画に基づき活動することに同意します。

記

<地域生物多様性増進活動について>

計画の名称	
活動の実施区域	県 市 番地
活動の詳細	別紙計画案の活動内容、実施体制、計画期間等のとおり

<所有又は管理する土地（水域）について>

所有又は管理する土地（水域）の所在	県 市 番地※
（公物等の管理区域の場合）	名称・種別：河川区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、港湾関係区域（港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域、国土交通大臣の認定した港湾施設及び当該敷地）、都市公園区域、道路区域 管理者：〇〇県〇〇 担当：〇〇課 連絡先：電話番号

※番地以外でも、「〇〇地先」、「〇〇漁業権の区域（免許番号）」、「〇〇漁港区域」など、Aの所有又は管理する土地（水域）の所在が分かる方法で記載してください。また、「〇〇町有林」や「〇〇社有林」などの名称があれば、それも併せて記載ください。

（留意事項）

- ・Bは、増進活動実施計画（連携増進活動実施計画）に変更が生じる場合は、事前にA

記載例 河川区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、港湾関係区域
(港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域、国土交通大臣の認定した港湾施設及び当該敷地)、
都市公園区域、道路区域の場合

に確認を行うこと。

- Bは、Aの管理上の必要性等により活動内容の変更や活動中止の求めがあった場合には、活動実施計画の変更等の手続を取ることにする。
- Bは、活動の認定がなされなかった場合又は取り消された場合は、Aに報告すること。

以上

留意事項 (使用時には削除ください)

本同意書(サンプル)はあくまで一例として示したものであり、追加修正や別様式を用いていただいても問題ありません。活動実施者と、土地の所有者等又は公物等の管理者の間に相談いただき、それぞれ適当な方法で御対応ください。